

Ⅰ 3-1 消防用設備等の設置及び維持に関する特例基準について

平成13年3月30日 13消導第74号
 平成14年5月20日 14消導第118号
 平成14年9月2日 14消導第195号
 平成15年5月6日 14消導第239号の2
 平成17年3月31日 16消導第374号
 平成19年6月12日 19消導第70号
 平成21年3月31日 20消導第264号
 平成25年9月27日 25消導第86号
 平成26年6月26日 26消導第73号
 平成27年3月26日 26消導第255号
 平成27年10月13日 27消導第142号
 平成28年1月12日 27消導第188号
 平成30年10月31日 30消導第156号
 令和4年12月9日 4消規第176号

第1 趣 旨

消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「政令」という。）第32条及び火災予防条例（昭和37年名古屋市条例第16号。以下「条例」という。）第56条の規定による消防用設備等の設置及び維持の技術上の基準に関する特例は、この基準の定めるところによるものとする。

第2 精神病院等に対する特例

精神障害者等のうち、重症患者（非常時において自ら避難することが困難な患者をいう。）を収容する病棟又は病室が存する階（精神障害者等の診療若しくはリハビリテーションを行っている病棟又は病室が存する階を除く。）については、次のとおり特例を適用することができるものとする。

1 消火器具

消火器具は、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。）第6条第6項の規定にかかわらず、同条第1項及び第2項の規定に基づき算定した能力単位のもの各階のナースステーション内に集中して設置することができる。

2 屋内消火栓設備

- (1) 政令第11条第3項第1号に定める屋内消火栓設備を設置する場合は同号イの規定にかかわらず、ナースステーションの出入口付近に設置することができる。
- (2) 屋内消火栓箱の上部に設ける赤色の灯火は、規則第12条第1項第3号ロの規定にかかわらず、設けないことができる。

3 スプリンクラー設備

- (1) スプリンクラーヘッドは、規則第13条の2第1項の規定にかかわらず、開放型のものとするすることができる。
- (2) スプリンクラーヘッドには、規則第13条の2第4項第1号ホの規定にかかわらず、いたずら防止のための防護具（散水能力及び均一散水を著しく妨げるものを除く。）を設けることができる。
- (3) スプリンクラー設備には、規則第14条第1項第4号の規定にかかわらず、自動警報装置を設置しないことができる。

4 自動火災報知設備

- (1) 感知器は、いたずら防止のため天井面に火災の感知に支障のないように埋設し、又は感知器の下方に防護具を設けることができる。
- (2) 地区音響装置は、規則第24条第5号口の規定にかかわらず、手動操作により鳴動させることができる。

5 避難器具

次の(1)及び(2)に該当する場合は、政令第25条第1項の規定にかかわらず、避難器具を設置しないことができる。

- (1) 避難に際して二方向避難路が確保されていること。
- (2) スプリンクラー設備及び自動火災報知設備が、政令第12条及び第21条に定める技術上の基準（前3及び4の特例を含む。）に従い、又は当該技術上の基準の例により設置されていること。

6 誘導灯

避難口誘導灯及び通路誘導灯には、いたずら防止のための防護具（視認性を著しく妨げるものを除く。）を設けることができる。

第3 出火危険の著しく少ない防火対象物又はその部分に対する特例

不燃材料（建築基準法（昭和25年法律第201号。以下同じ。）第2条第9号に規定する不燃材料をいう。以下同じ。）で造られている防火対象物又はその部分で、出火の危険が著しく少ないと認められ、かつ、次の1から7までのいずれかに該当するものについては、政令第11条第1項、第12条第1項、第19条第1項及び第2項、第20条第1項及び第2項、第21条第1項、第26条第1項、第28条の2第1項及び第29条第1項並びに条例第46条第1項、第47条第1項、第49条第1項及び第54条第1項の規定にかかわらず、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、屋外消火栓設備、動力消防ポンプ設備、自動火災報知設備、誘導灯、連結散水設備及び連結送水管を設置しないことができるものとする。

- 1 倉庫、塔屋部分等であって、不燃性の物件のみを収容するもの
- 2 浄水場、汚水処理場等の用途に供する建築物で配水管、貯水池又は貯水槽を収容するもの
- 3 冷凍室又は冷蔵庫で、室内に面する部分の仕上げを不燃材料としたもの
- 4 抄紙工場の抄紙作業場、サイダー、ビール、ジュース工場等の洗場又は充填作業場等
- 5 不燃性の金属、石材等の加工工場で、可燃性のものを収納し、又は取り扱わないもの
- 6 室内プール又は室内スケート場の用途に供するもの
- 7 金庫室等でその開口部に建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下同じ。）第112条第1項に規定する特定防火設備である防火戸（以下「特定防火設備である防火戸」という。）又はこれと同等以上のものを設けたもの

第4 電気設備が設置されている部分に対する特例

発電機、変圧器その他これらに類する電気設備（以下「電気設備」という。）が次の1から5までのいずれかに該当する場合は、当該電気設備（ケーブルが多条布設されるものに

あつては、延焼防止上有効な措置を施したものに限る。)が設置されている部分(警備員等が常駐するものに限る。)に設置する不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備を規則第19条第6項第5号の規定にかかわらず、移動式のものとすることができるものとする。

- 1 密閉方式の電気設備(封じ切り方式又は窒素封入方式の電気設備であつて、内部に開閉接点を有しない構造のものに限る。)で絶縁劣化、アーク等による発火危険のおそれが少なく、かつ、当該電気設備の容量が15,000キロボルトアンペア未満のもの
- 2 密封方式のOF(Oil Filled)ケーブル油槽
- 3 1,000キロボルトアンペア未満の容量の電気設備
- 4 自家発電設備の基準(昭和48年消防庁告示第1号)、蓄電池設備の基準(昭和48年消防庁告示第2号)又はキュービクル式非常電源専用受電設備の基準(昭和50年消防庁告示第7号)に適合する構造のキュービクルに收容されている電気設備
- 5 発電機及び変圧器のうち冷却又は絶縁のための油類(自己消火性のものを除く。)を使用せず、かつ、水素ガス等可燃性ガスを発生するおそれのないもの

第5 鍛造場又は金属溶解設備が設置されている部分に対する特例

鍛造場又は金属溶解設備が設置されている部分における不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備の設置については、規則第19条第6項第5号の規定にかかわらず、移動式のものとすることができるものとする。

第6 仮設建築物に対する特例

屋内消火栓設備又は自動火災報知設備を設置しなければならない仮設建築物(催事を目的とするものを除く。)で消火器及び非常警報器具又は非常警報設備を設け、かつ、ひんぱんに巡回する等容易に火災を感知できる措置をしたときは、屋内消火栓設備又は自動火災報知設備を設置しないことができるものとする。

第7 プラットホーム、コンコース等に対する特例

- 1 両側開放のプラットホームに、政令第11条に定める屋内消火栓設備を設置した場合で、当該部分の事務所、倉庫、店舗等に有効に放水することができるものについては、政令第11条第3項第1号イの規定は適用しないことができるものとする。
- 2 主要構造部を耐火構造(建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造をいう。以下同じ。)とし、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料としたプラットホーム、コンコースその他これらに類する部分に屋内消火栓設備を政令第11条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置した場合は、政令第28条の2第1項の規定にかかわらず、当該部分に連結散水設備を設置しないことができるものとする。

第8 屋内消火栓設備に対する特例

- 1 政令第11条第1項及び条例第46条第1項に掲げる防火対象物又はその部分にスプリンクラー設備を政令第12条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したときは、次の(1)から(5)までに掲げる部分に限り屋内消火栓設備

を設置しないことができるものとする。

- (1) エレベーターの昇降路
- (2) 水平断面積2平方メートル未満のパイプシャフト等（各階で床打ちされているものを含む。）
- (3) 直接外気に開放されている廊下その他外部の気流が流通する場所
- (4) 放射線源を貯蔵し、又は破棄する室
- (5) 金庫室、便所、浴室等

2 削除

- 3 政令第11条第1項及び条例第46条第1項に掲げる防火対象物又はその部分のうち、不燃材料で造られた部分で、電気設備、金属溶解設備等があり、放水による消火が困難と認められ、又は二次的危険の発生のおそれのある部分については、屋内消火栓設備を設置しないことができるものとする。

4 削除

- 5 政令第11条第3項第2号に規定する屋内消火栓を防火対象物のロビー、ホール、ダンスフロア、リハビリ室、体育館、講堂、その他これらに類する部分に設置する場合で、可燃物の集積量が少なく、かつ、当該部分にホースを直線的に延長し有効に放水できるものにあつては、同号イ(1)又はロ(1)に規定する水平距離をそれぞれ20メートル以下又は30メートル以下とすることができるものとする。

6 削除

第8の2 パッケージ型消火設備に対する特例

政令第11条第1項及び条例第46条第1項に掲げる防火対象物又はその部分のうち、パッケージ型消火設備を次の1から3のいずれかに該当する場所に設置するときは、「パッケージ型消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件」（平成16年消防庁告示第12号）第3の規定にかかわらず、地階又は無窓階にパッケージ型消火設備を設置することができるものとする。

- 1 壁面について、消防用設備等技術基準（設備編）第4・10(3)ア及びイに適合する外気に接する常時開放の開口部を有する場所
- 2 次の(1)及び(2)に掲げる場所
 - (1) 使用形態が、自動車の修理場、駐車場、発電室、変電室、ボイラー室、乾燥室及び通信機械室その他これらに類するものではないこと。
 - (2) 二方向避難が確保されている、主要な避難口を容易に見通すことができる等、避難経路が明確であること。
- 3 居室（建築基準法第2条第4号に規定する居室をいう。以下同じ。）等の各部分から常時出入りの用に供する廊下、通路及び屋外への出入口を容易に見通し、識別でき及び避難することができるもので、かつ、居室等の各部分からの歩行距離が、避難階にあつては20メートル以下、避難階以外の階にあつては10メートル以下である場所

第9 スプリンクラー設備に対する特例

- 1 政令第12条第1項及び条例第47条第1項に掲げる防火対象物又はその部分に、スプリンクラー設備を設置するときは、第8・1・(1)から(5)までに掲げる部分に限り補助散水栓を設置しないことができるものとする。

- 2 政令第12条第1項及び条例第47条第1項に掲げる防火対象物又はその部分のうち、不燃材料で造られた部分で、電気設備、金属溶解設備等があり、放水による消火が困難と認められ、又は二次的危険の発生のおそれのある部分については、補助散水栓を設置しないことができるものとする。
- 3 削除
- 4 政令第12条第2項第2号ロに掲げる放水型ヘッド等を設置する防火対象物又はその部分のうち、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものについては、放水型ヘッド等その他のスプリンクラーヘッドを設置しないことができるものとする。
 - (1) 体育館（主として競技を行うために使用するものに限る。）、ロビー、会議場、通路その他これらに類する部分であって、次のアからウに該当するもの
 - ア 当該部分の壁及び天井の仕上げが準不燃材料（建築基準法施行令第1条第5号に規定する準不燃材料をいう。以下同じ。）であること
 - イ 当該部分において火気の使用がないこと
 - ウ 当該部分に多量の可燃物が存しないこと
 - (2) 前(1)イ及びウに該当するほか、床面積が概ね50平方メートル未満である部分
- 5 削除
- 6 ラック式倉庫に「ラック式倉庫の防火安全対策ガイドラインについて」（平成11年2月3日付け10消導第152号の2）により防火安全対策を講じたときは、スプリンクラー設備の一部又は全部を設置しないことができるものとする。
- 7 政令第12条第1項第1号に掲げる防火対象物のうち、次の(1)から(4)までのすべてに該当するものについては、一般住宅の用途に供される部分に限りスプリンクラー設備を設置しないことができるものとする。
 - (1) 主要構造部が、準耐火構造（建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造をいう。以下同じ。）であること。
 - (2) 防火対象物全体に、消火器及び自動火災報知設備が政令第10条及び第21条の技術上の基準に従い設置されており、一般住宅の用途に供される部分の居室には規則第23条第4項第1号ニに掲げる場所を除き、煙感知器が設置されていること。
 - (3) 自動火災報知設備の感知器の作動と連動して起動する消防機関へ通報する火災報知設備が政令第23条の技術上の基準に従い設置されていること。
 - (4) 一般住宅の用途に供される部分（階段及び通路等の共有部分を除く。）の同一階及び上階に一般住宅の用途に供される部分以外の部分（以下「非住宅部分」という。）が存しないこと。ただし、一般住宅の用途に供される部分と非住宅部分が同一階に存する場合で、それぞれの部分が準耐火構造の壁及び床で区画され、その開口部に防火戸（建築基準法第2条第9号の2ロに規定する防火設備であるものに限る。以下同じ。）（随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖するものに限る。）が設置されている場合はこの限りでない。
- 8 押入れ又は物置（以下「押入れ等」という。）で、次の(1)から(3)までのすべてに該当するものは、政令第12条第2項第1号の規定にかかわらず、スプリンクラーヘッドを設置しないことができるものとする。
 - (1) 床面積が1平方メートル以下であること。
 - (2) 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げが準不燃材料であること。

- (3) スプリンクラーヘッドが押入れ等の出入口に面して次のアからウまでのいずれかにより設けられていること。
- ア 押入れ等の各部分までの水平距離が政令第12条第2項第2号イの表に定める距離となる位置に閉鎖型スプリンクラーヘッドのうち標準型ヘッド（小区画型ヘッドを除く。）が設けられていること。
- イ 押入れ等の各部分までの水平距離が2.6メートル以下となる位置に小区画型ヘッドが設けられていること。
- ウ 押入れ等の各部分が、側壁型ヘッドを取り付ける面の水平方向の両側にそれぞれ1.8メートル以内、かつ、前方3.6メートル以内となる範囲に包含される位置に側壁型ヘッドが設けられていること。

第9の2 泡消火設備に対する特例

条例第48条第1項の表の左欄に掲げる駐車場の用に供する部分のうち、床面から天井までの高さが10m以下の部分については、泡消火設備に代えて、「特定駐車場における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令」（平成26年総務省令第23号）第2条第2号に規定する特定駐車場用泡消火設備を設けることができるものとする。

第10 不活性ガス消火設備等に対する特例

- 1 厨房部分に政令第12条に定めるスプリンクラー設備を設置した場合は、政令第13条に定める不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備を設置しないことができるものとする。
- 2 「新ガス系消火設備に係る取扱いについて」（平成8年2月29日付け8消導第43号）及び「新ガス系消火設備の評価等について」（平成10年1月16日付け10消導第24号）により一般財団法人日本消防設備安全センターの評価を受けたものにあつては、不活性ガス消火設備（窒素、IG-55及びIG-541を放射するものに限る。）又はハロゲン化物消火設備（HFC-23、HFC-227e a及びFK-5-1-12を放射するものに限る。）を規則第19条第5項又は規則第20条第4項に定める場所以外の部分に設置できるものとする。

第11 自動火災報知設備に対する特例

- 1 政令第21条第1項及び条例第49条第1項に掲げる防火対象物に存する部分のうち、次の(1)から(8)までのいずれかに該当するものについては、政令第21条第2項の規定にかかわらず、自動火災報知設備の感知器を設けないことができるものとする。
 - (1) 恒温室、冷蔵庫、冷凍室等で当該場所における温度状況を常時有効に監視できる自動温度表示装置（非常電源を付置したもの又は専用回路としたもので、前面3メートルの位置から容易に確認できる赤色の灯火及びベル又はブザー等を設けてあるものに限る。）を防災センター等常時人のいる場所に設けてあるもの
 - (2) 押入れ等で、床面積1平方メートル以下のもの又は床面積3.3平方メートル以下で次のア若しくはイに該当するもの
 - ア その場所でも出火した場合でも延焼のおそれのない構造であること。
 - イ その上部の天井裏に感知器を設けてあること。

- (3) 準耐火建築物（建築基準法第2条第9号の3イ又はロのいずれかに該当する建築物）の天井裏、小屋裏等で不燃材料の壁、天井及び床で区画されている部分
 - (4) パイプシャフト等で次に掲げるもの
 - ア 水平断面積1平方メートル以下のもの
 - イ 耐火構造の壁で造られ、各階で床打されており、かつ、その開口部（天井裏に面する部分を除く。）に防火戸又はこれらと同等以上のものが設けられているもの
 - (5) 陶磁器の焼成、金属の溶解若しくは鋳造又は鍛造設備のある場所のうち、感知器により火災を有効に感知できない部分
 - (6) 振動が著しく、感知器の機能の保持が困難な場所
 - (7) 便所、浴室等
 - (8) 金属を著しく腐食するおそれのある場所
- 2 政令第21条第1項第2号から第4号までの規定により自動火災報知設備を設置する場合、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するものは、一般住宅に供される部分に限り感知器を設置しないことができるものとする。
- (1) 政令第21条第1項第2号に規定する防火対象物で、一般住宅の用途に供される部分（廊下、階段等の共用部分を除く。以下第11において同じ。）を除いた面積が200平方メートル未満の防火対象物
 - (2) 政令第21条第1項第3号に規定する防火対象物（政令別表第1(16)項イに該当するものにあつては、政令第21条第1項第1号に規定する用途の部分を除く。）で、一般住宅の用途に供される部分を除いた面積が300平方メートル未満の防火対象物
 - (3) 政令第21条第1項第4号に規定する防火対象物（政令別表第1(5)項ロに該当するものを除く。）で、一般住宅の用途に供される部分を除いた面積が500平方メートル未満の防火対象物
- 3 次の(1)から(3)までのすべてに該当するものは、政令第21条第1項第3号の規定にかかわらず、自動火災報知設備を設置しないことができるものとする。ただし、政令第21条第1項第1号に規定する用途の部分を除く。
- (1) 平屋を除き主要構造部は、木造（準耐火構造を除く。）以外の構造であること。
 - (2) 延べ面積は、500平方メートル未満であること。
 - (3) 政令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途（以下第11において「特定用途」という。）に供される部分が、次の条件のすべてに適合すること。
 - ア 特定用途に供される部分の存する階は避難階（建築基準法施行令第13条第1号に規定する避難階をいう。以下同じ。）又はその直上階（特定用途として取扱われても不特定多数の者の出入りがない倉庫、更衣室等に限る。）であり、かつ、無窓階以外の階であること。
 - イ 避難階における特定用途に供される部分の床面積の合計は、150平方メートル未満であること。
 - ウ すべての特定用途に供される部分から主要な避難口に容易に避難できること。
- 4 避難階以外の階（1階及び2階を除くものとし、規則第4条の2の2で定める避難上有効な開口部を有しない壁で区画されている部分が存する場合にあつては、その区画された部分とする。）のすべてが次のいずれかに該当する場合は、政令第21条第1

項第7号の規定にかかわらず、自動火災報知設備を設置しないことができるものとする。ただし、政令第21条第1項第1号に規定する用途の部分を除く。

- (1) 居室以外の部分（機械室、倉庫等）であり、不特定多数の者の出入りがないもの
- (2) 実態上の用途が特定用途以外の用途に供される部分であるが、「令別表第1に掲げる防火対象物の取扱いについて」（昭和50年6月5日付け50消導第55号の2。以下「55号の2通知」という。）1・(2)により、主たる用途に供される部分の従属的な部分を構成すると認められる部分として取扱われているもの
- (3) 一般住宅の用途に供される部分であるが、55号の2通知2・(2)により、防火対象物全体が単独の特定用途に供される防火対象物として取扱われているもの

第12 消防機関へ通報する火災報知設備に対する特例

同一敷地内に存する複数の防火対象物（いずれも消防機関へ通報する火災報知設備の設置義務がある対象物）の主たる棟に火災通報装置本体を設置し、かつ、主たる棟以外の棟（以下「別棟」という。）に当該火災通報装置の遠隔起動装置を設置する場合で、次の1から4までにより設ける場合は、別棟について消防機関へ通報する火災報知設備が設置されているものとして取扱うことができるものとする。

- 1 火災通報装置本体及び別棟に設置される遠隔起動装置（以下「代替遠隔起動装置」という。）の一は、防災センター等（常時人がいる場所に限る。）に設置されていること。ただし、無人となることがある別棟に設置される代替遠隔起動装置については、多数の者の目にふれやすく、かつ、火災に際しすみやかに操作することができる箇所及び防災センター等（有人のときには人がいる場所に限る。）に設置することをもって代えることとすることができる。
- 2 主たる棟と別棟の防災センター等相互間で同時に通話することのできる設備が設けられていること。
- 3 火災時において、通報連絡、初期消火、避難誘導等所要の措置を講じることのできる体制が整備されていること。
- 4 別棟は、規則第25条第3項第5号の規定に適合するものであること。

第13 放送設備に対する特例

政令第24条第2項、第3項及び条例第50条第1項に掲げる防火対象物に存する部分のうち、放送設備の操作部等が設置されている小規模な管理事務室等において、次に該当するものについては、政令第24条第4項の規定にかかわらず、放送設備のスピーカーを設けないことができるものとする。

- 1 操作部等にモニタースピーカーが設置されていること。
- 2 当該放送区域（管理事務室等）の各部分から操作部等のモニタースピーカーまでの水平距離が10メートル以下であること。

第13の2 非常警報設備に対する特例

政令第24条第2項にかかわらず、次の1から3までのすべてに該当する防火対象物（地上1階又は2階建てのものに限る。）については、非常警報設備を設けないことができるものとする。

- 1 延べ面積から次の(1)又は(2)の部分の面積を除いた面積が100平方メートル未満

であること。

- (1) 一般住宅の用途に供される部分（廊下、階段等の共用部分を除く。以下第13の2において同じ。）
 - (2) 一般住宅の用途に供される部分であるが、55号の2通知2・(2)により、防火対象物全体が令別表対象物として取り扱われている当該一般住宅の用途に供される部分
- 2 階の各部分（一般住宅の用途に供される部分を除く。）から歩行距離20メートル以内で避難口（屋内から直接地上へ通ずる出入口又は直通階段の出入口）まで容易に避難することができること。
- 3 政令第24条第4項に従い非常警報器具を設けること。

第14 避難器具に対する特例

- 1 条例第52条第1項に掲げる防火対象物のうち、各住戸から階段までの経路が5室未満かつ10メートル未満のものについては、条例第52条第1項の規定にかかわらず、避難器具を設けないことができるものとする。
- 2 規則第13条第1項第2号に規定する小規模特定用途複合防火対象物については、条例第52条第3項の規定にかかわらず、非常電源を内蔵した有効な照明設備を設けないことができるものとする。

第15 誘導灯及び誘導標識に対する特例

- 1 規則第28条の3の規定にかかわらず、次の(1)から(6)までのいずれかに該当するものについては、避難口誘導灯を設けないことができるものとする。
 - (1) 防火対象物（地上1階又は2階建のものに限る。）の避難階で当該防火対象物の窓から容易に避難できる避難口
 - (2) 屋内から直接地上に通ずる出入口の附室の屋外に面する出入口のうち、当該附室から容易に外部を見とおし、かつ、識別することができる主要な避難口
 - (3) 政令別表第1(5)項ロに掲げる防火対象物及び政令別表第1(16)項イの防火対象物で(5)項ロに掲げる用途に供される階のうち、次のア及びイに掲げる主要な避難口。ただし、不特定多数の者の避難経路となる部分及び11階以上（無窓階に限る。）の部分は除く。
 - ア 階段室及び廊下が開放式である直通階段の出入口
 - イ 居室内から直接主要な避難口となる出入口
 - (4) 常時出入りの用に供する廊下、通路及び屋外への出入口を居室の各部分から容易に見とおし、識別でき、避難することができるもので、かつ、居室内の各部分から10メートル未満に存する避難口
 - (5) 延べ面積から次のア又はイの部分の面積を除いた面積が100平方メートル未満の防火対象物で、次のウに該当する避難口
 - ア 一般住宅の用途に供される部分（廊下、階段等の共用部分を除く。以下第15において同じ。）
 - イ 一般住宅の用途に供される部分であるが、55号の2通知2・(2)により、防火対象物全体が令別表対象物として取り扱われている当該一般住宅の用途に供される部分

- ウ 階の各部分（一般住宅の用途に供される部分を除く。）から歩行距離 20メートル以内で容易に避難することができる避難口
- (6) 一般住宅の用途に供される部分に存する避難口（一般住宅の用途に供される部分であるが、55号の2通知2・(2)により、防火対象物全体が令別表対象物として取り扱われている当該一般住宅の用途に供される部分の避難口を含む。)
- 2 規則第28条の3の規定にかかわらず、次の(1)から(5)までのいずれかに該当するものについては、通路誘導灯を設けないことができるものとする。
- (1) 自然採光が避難上十分な開放式の廊下等及び階段
- (2) 避難階にある廊下等の各部分から屋外を容易に見とおすことができ、かつ、容易に避難することができる開口部を有する廊下等
- (3) 政令別表第1(6)項ニの防火対象物のうち、幼稚園（実態上幼稚園に準ずるものを含む。以下同じ。）又は幼稚園と政令別表第1(7)項に掲げる用途が複合する場合で、日の出から日没までの間のみ使用するもので採光が避難上十分である廊下等
- (4) 前1(5)に該当する避難口に通ずる廊下等及び階段
- (5) 一般住宅の用途に供される部分に存する廊下等及び階段（一般住宅の用途に供される部分であるが、55号の2通知2・(2)により、防火対象物全体が令別表対象物として取り扱われている当該一般住宅の用途に供される部分の廊下等及び階段を含む。)
- 3 規則第28条の3第4項第2号の規定にかかわらず、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものについては、誘導灯を消灯することができるものとする。
- (1) 自動火災報知設備が設置されていない防火対象物において、当該防火対象物が無人である場合や外光により避難口又は避難の方向が識別できる場所に次のアからウにより誘導灯を設置する場合
- ア 誘導灯の消灯方法は、階段灯用点滅器、1階（避難階）共用灯用点滅器及び誘導灯手動点滅器（設置場所については、玄関ホール又は事務所内等の防火管理を適切に行うことができる場所）のすべてを開（OFF）とした場合に、消灯すること。
- イ 誘導灯の点灯方法は、前アの点滅器のいずれかを閉（ON）とした場合に、点灯すること。
- ウ 誘導灯の電気回路は、別添配線系統図に準じて行うこと。
- (2) 展示場、体育館等における一時的な催物に際し、特に暗さが要求され、誘導灯を直ちに点灯することが可能な防火管理体制が確保されている場合。なお、この場合、条例第69条第4号に基づく催物開催届に誘導灯着工届出書（「誘導灯着工届出書について」（平成12年10月12日付け12消導第188号））裏面の「誘導灯の消灯に係る防火管理体制等について」を添付すること。
- 4 誘導標識は、規則第28条の3第5項の規定にかかわらず、防火対象物の居室内及び居室からの避難口又は誘導灯の有効範囲及び避難階で、次の(1)及び(2)に該当するものについては、設置を要しないものとする。
- (1) 屋内から容易に外部を見とおすことができる。
- (2) 避難口が容易に識別することができる。

第15の2 連結散水設備に対する特例

- 1 政令第28条の2の規定にかかわらず、「特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令」（平成17年総務省令第40号。以下「40号省令」という。）に規定する特定共同住宅等で、次の(1)及び(2)に該当するものについては、連結散水設備を設置しないことができるものとする。
 - (1) 40号省令第2条第9号に定める開放型特定共同住宅等（以下「開放型特定共同住宅等」という。）又は同条第10号に定める二方向避難・開放型特定共同住宅等（以下「二方向避難・開放型特定共同住宅等」という。）であること。
 - (2) 40号省令第2条第2号に定める住戸等のうち、同条第6号に定める開放型廊下（以下「開放型廊下」という。）又は同条第7号に定める開放型階段（以下「開放型階段」という。）に主たる出入口が面する住戸、共用室及び管理人室（以下「開放型廊下等に面する住戸等」という。）、開放型廊下並びに開放型階段の部分を除く地階の床面積の合計が700平方メートル未満であること。
- 2 政令第28条の2の規定により連結散水設備を設置する場合において、開放型特定共同住宅等又は二方向避難・開放型特定共同住宅等における開放型廊下等に面する住戸等、開放型廊下及び開放型階段の部分については、規則第30条の2の規定にかかわらず、散水ヘッドを設置しないことができるものとする。

第16 非常電源に対する特例

- 1 非常動力装置を次の(1)から(7)までにより設ける場合は、屋内消火栓設備の加圧送水装置の非常電源の代替として認めてさしつかえないものとする。
 - (1) 床面積の合計が2,000平方メートル以下の防火対象物であること。
 - (2) 非常動力装置は、規則第31条の4第1項の認定を受け、同条第2項の規定による表示が付されているものであること。
 - (3) 非常動力装置は、停電を確認したら自動的に起動するものであること。
 - (4) 非常動力装置は、規則第12条第1項第4号ロの規定に準じて設けること。
 - (5) 非常動力装置を1時間以上駆動できるための換気設備及び操作のための非常用照明装置を設けた室に設けること。
 - (6) 屋内消火栓設備の起動装置及び表示灯に対しては、別途非常電源が必要であること。
 - (7) 屋内消火栓設備の加圧送水装置の原動機は、電動機によるものであること。
- 2 非常コンセント設備の非常電源を低圧で受電する非常電源専用受電設備とする場合、当該非常電源専用受電設備の配電盤又は分電盤（以下「配電盤等」という。）に他の消防用設備等がない場合にあつては、次の(1)から(3)までにより非常コンセント回路を設けることにより、規則第12条第1項第4号に規定する非常電源とすることができる。
 - (1) 配電盤等に非常コンセント設備専用の配線用遮断器を設け「非常コンセント」と表示するとともに、当該配線用遮断器には容易に遮断できない措置をすること。
 - (2) 配電盤等及び一次側配線（引込みから配電盤等の配線）は10階未満の階に設けること。
 - (3) (1)の配線用遮断器から非常コンセントまでの配線は規則第12条第1項第4号ホに定める措置を講じること。

第17 基準適用の区分

- 1 消防局長が特例として認める場合は、建築物同意事務等取扱規程（平成4年名古屋市消防局訓令第17号。以下「規程」という。）第3条第1項に定めるところにより、消防長の同意に係る建築物について特例を適用する場合とする。
- 2 消防署長（以下「署長」という。）が特例として認める場合は、前1に規定するもの以外の場合とする。

なお、この特例基準及び他の通知等による定めのない事項について特例の適用を認めようとする場合は、事前に予防部予防課長又は規制課長と協議すること。

第18 基準適用の手続き

- 1 消防局長又は署長は、政令第32条及び条例第56条に定める特例（特例の内容が軽微なものとして別に定めるものを除く。）の適用を受けようとする者に対しては、第1号様式による消防用設備等の特例基準の適用願（以下「適用願」という。）に、必要に応じ当該防火対象物の図面等（以下「関係図面」という。）を添えて、所轄消防署に提出させるものとする。ただし、次の届出に添付して提出させることができるものとする。

(1) 防火対象物工事計画届

(2) 工事整備対象設備等着工届出書（以下「着工届」という。）又は消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書（以下「設置届」という。）

なお、着工届時に提出された場合は、適用願の写しを設置届に添えて提出させるものとする。

- 2 署長は、特例に係る防火対象物について、必要な事項の調査（以下「現地調査」という。）を実施するものとする。現地調査に際しては、規程第5条第2項に定める事項について実施するものとする。
- 3 署長は、この特例基準及び他の通知等による定めのない事項について特例の適用を認めたときは、第2号様式の特例基準適用報告書に適用願及び関係図面の写しを添えて消防局長に報告するものとする。

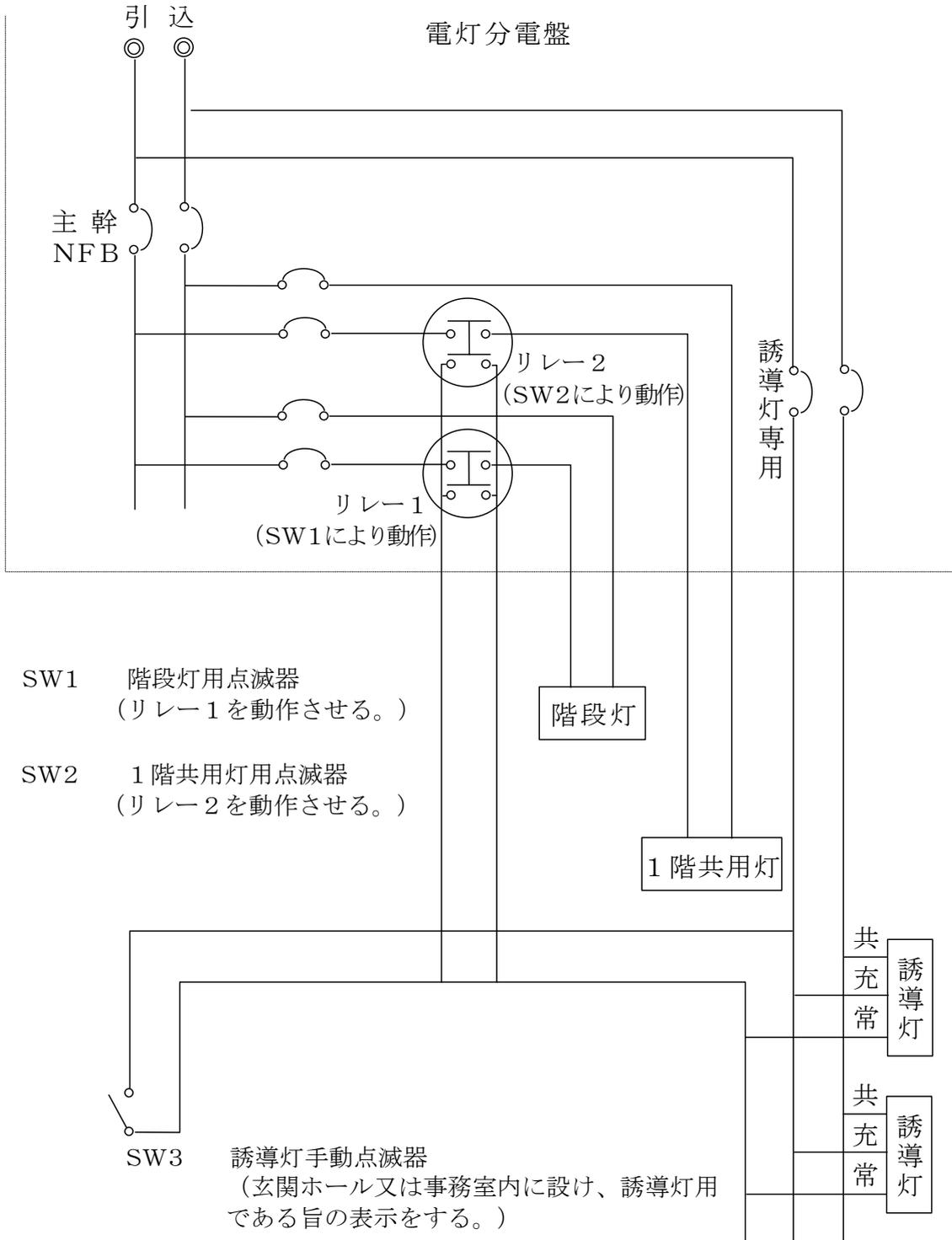
4 適用願に係る処理

(1) 消防局長又は署長は、前1から3までにより特例の適用を認める場合にあっては、第3号様式の消防用設備等の特例基準の適用承認書を交付して行うものとする。ただし、特例の適用の願出が、建築物の確認申請（防火対象物工事計画届）と同時になされた場合にあっては、同意することによって、また、着工届又は設置届の提出と同時になされた場合にあっては、消防用設備等・特殊消防用設備等検査済証を交付することによって特例の適用を認めたものとみなすことができる。

(2) 消防局長又は署長は、特例の適用を認めない場合にあっては、特例を認めない旨及びその理由を明らかにして願出人に通知するものとする。

別添

誘導灯配線系統図



第1号様式

年 月 日

(あて先) 名古屋市消防局長
(名古屋市 消防署長)

(願出人)
住 所
氏 名

消防用設備等の特例基準の適用願

消防用設備等の設置について、消防法施行令第32条及び火災予防条例第56条の規定による特例の適用を下記のとおり願います。

なお、下記防火対象物の変更等により特例の適用条件と相違するに至ったときは、消防法施行令及び火災予防条例に定める消防用設備等を設置いたします。

記

防火対象物	所在地			
	名称		用途	
	構造	造 階	延べ面積	m ²
	工事区分	新築・増築・移設・改修・その他 ()		
特例の適用を受ける消防用設備等				
特例の適用条件				

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする

第2号様式

年 月 日

消 防 局 長 様

消 防 署 長

消防用設備等特例基準適用報告書

防火対象物	所在地			
	名称		用途	
	構造	造 階	延べ面積	m ²
	工事区分	新築・増築・移設・改修・その他 ()		
特例の適用を受ける消防用設備等				
特例を適用する理由				
特例の適用条件				

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第3号様式

消 年 第 月 号 日

(願出人・氏名) 様

名古屋市消防局長
(名古屋市 消防署長)

印

消防用設備等の特例基準の適用承認書

消防用設備等の設置について、 年 月 日付けで願出のあった下記防火対象物に係る消防法施行令第32条及び火災予防条例第56条の規定による特例の適用については下記特例の適用条件により承認する。

なお、下記防火対象物の変更等により特例の適用条件と相違するに至ったときは、消防法施行令及び火災予防条例に定める消防用設備等を設置すること。

記

防火対象物	所在地			
	名称		用途	
	構造	造 階	延べ面積	m ²
	工事区分	新築・増築・移設・改修・その他 ()		
特例の適用を受ける消防用設備等				
特例の適用条件				

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。